企業経営に資する知的財産管理

特集論説

知的財産情報の IR 開示

知的財産管理第2委員会第2小委員会

抄録 企業価値の70%が無形資産であるという分析がある。そのように重要な無形資産、特に知的財産を企業はどのように経営戦略に活用しているのか、IR (Investors Relations:投資家向け広報活動)で開示する必要性が言われている。しかしながら、知的財産情報は機密情報である上に経営への貢献度を表すような指標がまだ存在しない分野である。そのため安易に情報を提供することで投資家をミスリードすることがないように十分な注意が必要である。知的財産情報をIR 開示する場合の考え方をまとめた。主な提言は以下である。①情報開示は企業・投資家双方にとって有意義な形態で行うべきである。②どのように経営貢献しているかのストーリーがまずあるべきで、数値を含む全情報はその説明に必要なものを提示する。③ストーリーは極めて企業の個別性が高いため、画一的な形式に捉われず企業の独自なものとするべきである。

目 次

- 1. 企業経営と IR 開示
 - 1.1 企業価値と無形資産
 - 1.2 情報開示の種類と目的
- 2. 知的財産情報の IR 開示の動向
 - 2.1 米国における動向
 - 2.2 日本における動向
 - 2.3 経済産業省の指針
- 3. IR 開示における知的財産情報の留意点
 - 3.1 財産としての知的財産の特殊性
 - 3.2 知財経営の指標にならない数値情報
 - 3.3 知的財産の経営貢献の実際
- 4. 日本知的財産協会の考え方
 - 4.1 経済産業省の指針の問題点
 - 4.2 企業・投資家双方に意義のある開示
 - 4.3 開示における注意事項
- 5. 具体的な開示の方法
 - 5.1 開示の媒体
 - 5.2 開示の内容
- 6. あとがき

1. 企業経営と IR 開示

1.1 企業価値と無形資産

これまで企業の競争力の源泉は工場や設備といった「有形資産」にあった。しかし、企業活動が知識集約型へと変化する中、企業価値の決定要因として会計上では認識されない「無形資産」が、経営者からも投資家からも重視される時代になってきた。米国におけるブルッキング研究所による米国企業の調査10では、1978年の企業価値(株式時価総額)は83%が有形資産に、残りの17%が無形資産に関係していたが、1998年には有形資産で説明できるウェイトはわずか31%で、無形資産が69%を占めるに至ったとしている。

世界の工場が中国へと移っていく中で日本に おいても, ものづくりに加えて知的財産が生み

^{* 2003}年度 The Second Subcommittee, The Second Intellectual Property Management Committee

出す付加価値をさらに高めることにより、産業の国際競争力強化の活路を見出そうとしている。この観点からも、無形資産の中核をなす知的財産の重要性が増しており、企業はその創造や活用に注力するために、また投資家サイドも企業の実態を正確に把握するために知的財産情報を重要視し始めている。

(財)知的財産研究所が平成14年に機関投資家に行ったアンケート²⁾によると、投資家が企業価値を評価する際に要望が特に高い開示項目として、①企業のコア技術の概略、②企業・事業の戦略、③基本特許の期限や法的訴訟の顚末等の知的財産に関わるリスク情報、次に要望の高い開示項目として、④主要製品(及び基本特許)による売上が全売上高に占める比率、⑤技術の市場性・市場優位についての経営者の分析と討議、⑥企業のビジネスモデル、という結果になっている。これから市場関係者は、中長期的に企業にキャシュフローをもたらす知的財産情報などの非財務情報を投資判断の材料として入手したい意向があると解される³⁾。

1.2 情報開示の種類と目的

情報開示はその性格から強制開示と任意開示に分類される。強制開示は、一般投資家の保護を目的とした証券取引法に基づく開示や、債権者保護及び株主への受託責任を目的とした商法、証券取引所規則などに基づく開示であり、財務諸表などに代表される制度開示と証券取引所から発行する適時開示がある。任意開示は、法的強制力はないが、企業活動についてより正確な理解の促進や適正な評価を可能とするために、企業が必要と判断して行う市場やステークホルダーに対する自主的な情報発信である。以下、任意開示を「IR(Investors Relations:投資家向け広報活動)開示」と呼ぶことにする。

知的財産情報は非財務情報であるから IR 開示の対象に属する。IR 開示は任意のものである

が、一旦発信されたらその内容について経営者が責任を負うことでは強制開示と変わらない。 後述するように知的財産情報には特殊性がある。 知的財産部門はIR部門と連携し、経営トップが市場に発信したいコーポレート・ストーリーに沿った形で、市場関係者が理解できる言語で、必要とされる範囲で効果的な情報開示の仕方を創意工夫することが肝要である。

2. 知的財産情報の IR 開示の動向

2. 1 米国における動向

知財情報の開示に関して先行している米国では、米国証券取引委員会(SEC)による公正開示規則(Regulation for Fair Disclosure:レギュレーション FD)があり、重要な情報を企業が特定の者に故意または過失により伝えた時は、すみやかにその情報を一般に公開すべきとしている。この「重要な」とは、企業価値に影響を及ぼすようなものであることをいい、SECが「重要な情報」の項目としてあげている中の「新製品や供給についての情報」が知的財産情報に関係すると考えられる。

民間レベルでは、財務会計基準審議会 (FASB) がレギュレーション FD 以前から無形 資産の情報開示に関するプロジェクトを開始しており、法的権利や契約の付与された知的資産に絞って情報開示指針を策定中であった。しかしながら、エンロン事件以降進展はなく、事実上中断している。

企業における開示の実態については、ヒューレットパッカード(HP)はレギュレーションFDを契機として、情報作成・開示に関して全社的に整備した結果、その開示レベル、情報の質を高めることができたといわれる。情報開示の先進的な企業として知られるインテルは、そもそも、レギュレーションFDが施行される以前から開示方針が確立しており、レギュレーショ

ンFDの影響はなかったといわれているが、IR における重要な要素である「開示の一貫性」の 確保に注力している。

しかし、HP、インテルの2002年度のアニュアルレポートを見ると、情報作成・開示のレベルが向上していることは認識できるものの、知的財産情報が積極的に開示されていると理解することは難しい。両社とも知的財産に関しての記述は概論レベルに留まっており、例えばHPは、アニュアルレポートの巻頭トピックスにおいて、HPの全世界での保有特許権の総数、2002年度の新規特許出願数、1日当たりの特許出願数が概算数値で表現されているにすぎない。

他方,世界 No.1 のライセンス収入を上げて いる IBM は、2002年アニュアルレポートでは 「Management Discussion」の中に知的財産に よる収入を連結ベースで開示している。 開示は, ① Sales and other transfers, ② Licensing/ royalty-based fee, 3 Custom Development Income に区分して記載されているが、事業セ グメント別には分けておらず, 具体的な主要特 許などについては触れられていない。「Custom Development Income は、いわゆるシステム・ エンジニアリング (SE) やシステム・インテグ レーション(SI), コンサルティングの収入が含 まれており、広い意味で「知的財産」に基づく 収入になっている。研究開発に関する記載では, 特許出願で全米1位の種々の表彰を受け、特許 におけるリーダーと評価されていることにより, 重要かつ先端的な市場でシェアを取るのに貢献 し、また、知的財産収入を生み出すことに貢献 しているとの記述のみがある。

2. 2 日本における動向

日本企業のIR活動の現状を,日本IR協議会が2003年4月に実施した「IR活動の実態調査」に見てみると,回答企業1,206社中87.6%の企業が実施しており、その数値から判断しても企業

がIR活動に積極的に取り組んでいることが理解できる。これに対して、前出の(財)知的財産研究所や日本IR学会のアンケート調査によると、企業にとってIRの開示先である投資家は、知的財産に関する様々な情報を収集して企業の価値の推定・投資判断を行っており、特に知的財産情報の開示に対して強い要望を持っていることが示されている。また、前者による調査では、特許権の収入、出願件数等の金額・数量に関する定量的な情報よりもむしろ、知的財産戦略や組織との関わりといった定性的な情報に関心が高いことが判明している。

実際に企業がどれだけ知的財産情報を開示しているかについて,主要製造業100社を対象とした「技術・特許情報の開示の実態に関する調査(2002年実施)」⁴⁾によれば、投資家にとって有用である知財情報を提供している企業は100社中52社と、半数をわずかに上回るにすぎず、定量的情報を提供している企業は12社であると報告されている。

アナリストからは、研究開発費を投入した結果である特許等の知的財産が経営や業績にどう影響しているか不明であると言われ始めており、企業側からは「知的財産説明会」の開催や「知的財産報告書」の発行などを実施する企業が現れるなど、試行的な段階ではあるが、知的財産情報の開示の機運が高まってきている。

2.3 経済産業省の指針

政府は2002年7月に「知的財産戦略大綱」を まとめ、同年11月に「知的財産基本法」を制定 し、2003年7月には知的財産戦略本部から各省 庁に対して具体的施策の実現を求める「知的財 産推進計画」が公表された。本計画には知的財 産の IR 開示について実現可能な指針を2003年 度中に策定すると記載されている。

これを受けて経済産業省は,産業構造審議会 知的財産政策部会経営・市場環境小委員会にお

いて2003年3月に、10の開示項目からなる「特 許・技術情報の開示パイロットモデル」(以下, 「パイロットモデル」という)をとりまとめ、同 年4月にパイロットモデルの試行企業を公募し た。同年7月には、公募に応じた企業13社の知 的財産及び IR 担当者, アナリスト, 市場関係者 からなる「特許・技術情報の開示に関する研究 会」を立ち上げ、パイロットモデルの実行につ いて検討が行われた。研究会は非公開であった ため議論の詳細は不明であるが、特に企業サイ ドからは、10項目の内、ビジネスと研究開発に 関する5項目は大方の企業で既に公開している こと, 収益費用や特許群の計数化などについて は、ライバルに知財戦略を読まれる危険性があ ること,数値だけでは知的財産の活用の実態を 誤って伝える危険性があること, などが指摘さ れたようである。結局、パイロットモデルに若 干の修正が加えられて、同年12月に下記に示す 10項目からなる「知的財産情報開示指針(案)| (以下,「指針」という) が策定され, 同時に三 つの仮想企業の「知的財産報告例」(以下,「報 告書例しという)が「参考資料」として公表さ れた。

- ①中核技術と事業モデル
- ②研究開発セグメントと事業戦略の方向性
- ③研究開発セグメントと知的財産の概略
- ④技術の市場性,市場優位性の分析
- ⑤研究開発·知的財產組織図, 研究開発協力· 提携
- ⑥知的財産の取得・管理,営業秘密管理,技 術流出防止に関する方針(指針の実施を含む)
- ⑦ライセンス関連活動の事業への貢献
- ⑧特許群の事業への貢献
- ⑨知的財産ポートフォリオに対する方針
- ⑩リスク対応情報

この指針に基づき,2003年度決算発表の一環 として2004年夏までには一部企業が知的財産情 報を開示する見込みとなっている。

3. IR 開示における知的財産情報の留 意点

3.1 財産としての知的財産の特殊性

知的財産(特に特許)は他の財産権にはない 以下に示すような多面的な性格を持っており、 価値の評価、実際の使用においては複雑な判断 が必要となる。

「強力な権利」: 競合会社の事業を差し止める ことが可能な強力な権利である。

「脆弱性」:権利成立後であっても、例えば、 侵害品に対して権利行使中に、相手の無効 審判請求によって権利無効という審決が出 る可能性もある。

「利用関係」:発明は技術の積み重ねであるから、発明の実施にあたってはその前提となる発明を利用しなければならない。

殆どの技術分野では製品が自社保有の特許だけでカバーされることは不可能で、複数の自社・他社特許が複雑に関係している。攻めたつもりが逆に切り返される可能性もある。そもそも攻める武器に無効要因が無いかの検討が最も重要である。

つまり、有効な特許を1件所有しても、必ず しもそれだけで優位性が担保されるものではな く、実際の使用にあたっては状況に応じた総合 的な判断が要求されることになる。

3.2 知財経営の指標にならない数値情報

企業の経営状況を示す売上高,営業利益等や,財務分析を行うためのROA(総資産利益率),ROE(自己資本利益率)等の数値は,一般に比較が可能でその数値の大小から良し悪しを判断できる。しかしながら,知的財産活動によって生じた数値,例えば保有件数やライセンス収入額等は,各社の知財戦略の違いによって大きく

も小さくもなる数値であり、知的財産の強さ等の実態を表すものではない。従って、知的財産 を活用して企業価値を高めるための指標には成 り難いものである。

また、知的財産活動の成果は、財務指標のように通期、半期、ましてや四半期の変化として 顕著に表れるものではなく、中長期的に見て判 断されるべきものである。つまり、企業の研究 開発戦略と事業戦略を併せて、その結果におい てはじめて評価されるものであって、表面的な 数値情報の分析だけで知的財産戦略の是非を論 ずることは出来ない。

以下に,現在議論されている数値情報が実態 を現さないことの例を示す。

(1) ライセンス収入額の大小

多くの重要特許を保有している企業が、ライセンス収入の増大を目標にしているのであれば、ライセンス収入額が大きいことは経営方針に合致しており、知的財産は貢献している。しかし、他社にライセンスを行うことなく独占的に事業を行うことを目標にしている場合は、当然ライセンス収入はない。後者は知的財産が十分に経営に貢献しているにもかかわらず、ライセンス収入でみると前者より劣っていることになってしまう。事業戦略の違いによって、ライセンス収入額は大きく異なるのであるから、収入額で企業を比較するのは意味のないことである。

(2) 保有特許件数の大小

自社のコアなビジネス分野に磐石な特許ポートフォリオを構築するため、積極的に特許取得を推進する企業では確かに保有特許数は多くなる。しかし、特許ポートフォリオを常に吟味して不要特許を放棄するなどシェイプアップを心掛ける企業では、単純に保有数が増大することはない。また、特許出願は行わずノウハウとして社内に技術を蓄積する戦略の企業は、当然特

許数は少ない。保有特許数の大小で企業を比較 することはできない。

(3) 特許登録率の大小

全く新規な分野にパイオニアとして特許出願 を行うのであれば、先行発明も少ないので特許 の登録率は高い。反対に各社が激しい開発競争 を繰り広げている分野では先行発明も膨大であ り、必然的に登録率は低くならざるを得ない。 しかし,後者のような分野でも登録率だけを向 上させることはさほど困難なことではない。権 利範囲を十分狭く設定すれば大方の発明は登録 されるのである。だが、狭い権利範囲では実際 の事業を守ることができなかったり、他社を排 除することができないことになり、そもそも特 許としての意味がない。各社は事業における活 用を意図して、できる限り広い権利範囲の獲得 をチャレンジしているのである。結果的に登録 率が高くなることは好ましいことだが、登録率 の高さだけをもって企業を比較すると、むしろ チャレンジしない企業の方が優良に見えるとい う過ちを犯すことになる。

3.3 知的財産の経営貢献の実際

企業が競争力を維持して成長を持続するためには、常に新しい技術開発が必要である。そして技術開発の成果として特許、ノウハウなどの知的財産が企業に蓄積される。知的財産戦略とは、この蓄積された知的財産を競争力の源泉としてどのように活用し、経営に貢献させるかということである。

知的財産を使った経営貢献としてよく言われるのは、知的財産自体を活用することによってライセンス収入を上げ、利益として直接的に貢献することである。しかしながら、多くの企業ではライセンス収入を第一義にした知的財産戦略を策定することはない。第一義は、事業を円滑に展開する、あるいは事業収益を最大化する

ことである⁵⁾。例えばIT業界では一製品に多数の特許が関係して自社の保有特許だけでは事業活動が行えないため、知的財産を自社事業の自由度を確保するために活用している。また、製薬業界では一製品が1件の特許で保護されていることが多いため、知的財産の独占実施によって多大な事業収益がもたらされる。一方で、高度な製造技術に代表されるようなノウハウ性の高い独自技術では、あえて特許出願せずに企業内にノウハウを蓄積し社外への技術流出を防止することで競争力を維持する企業も存在する。

このように、知的財産戦略は、業界、企業ポリシー、製品、あるいは実施の時期によって多様であり、いかに知的財産を経営に貢献させるかは各企業にとって極めて個別性の高いものである。

4. 日本知的財産協会の考え方

4.1 経済産業省の指針の問題点

(1) 知財経営と開示項目の関係が不明

指針は情報開示の目的として「知的財産を積極的に活用する経営戦略を有する企業,すなわち,いわゆる『知財経営』を実践する企業が,市場において適正に評価され」るために「知的財産の情報開示の一つの目安を示すこと」を挙げている。しかしながら最も重要な,知財経営とはどういうものであるか,という点にはそれ以上なにも言及がなく,開示項目の説明と仮想企業の報告書例が示されるのみである。報告書例を見ても,その中に「知財経営」が表現されているとは理解できず,単に10の開示項目を記載した例でしかない。「知財経営」を表現するのになぜこの10項目なのかが明らかにされないまま,10の開示項目が情報開示の必要十分条件のような位置づけで示されている。

(2) 結果的に画一的開示になりかねない

指針は「法や規則により強制されるべきもの

ではない」「あくまでも任意の開示である」ことを強調している。しかしながら、参考資料として添付された報告書例は全ての項目が記載された例しかなく、結果的にこのような形式以外での情報開示を行いにくくなる懸念がある。

また、10の開示項目は企業各社の年次報告書との重複部分が非常に多いため、仮に10項目を開示しようとする企業があった場合、従来の年次報告書への追記で行うことが合理的であると考えられる。しかし指針には「知財経営の視点から整理し直した『知的財産報告書』を作成することが望まれる」との記載があり、「任意」とは言いながら、そのような開示方法を採用しにくい状態を作りかねない。

(3) 開示に伴う企業リスクの言及が不十分

IR 開示は本来任意のものであるが、一旦発信 されたらその内容について経営者が責任を負う ことでは強制開示と変わらない。したがって, 情報の種類・内容については細心の注意が必要 である。しかしながら指針では、情報開示によ るメリットだけが強調されていて、デメリット や企業のリスクについての記載は僅かに発行体 の免責(セーフ・ハーバー・ルール)に触れる 程度である。しかし、そもそも免責の注意書き をした情報を開示することは、リスク回避には なるが情報の信頼性を自ら弱めているようなも ので、開示の効果は低減するだろう。逆に指針 には、開示項目の説明の部分に「…の旨の説明 があれば十分であり」とか「…を示せばそれで 足りる」という表現が見受けられ、あたかも情 報開示に起因するリスクは保証されているよう な印象を与えており非常に危険である。

(4) 数値情報に過度な期待がある

前章で説明したように、知的財産に関する数 値情報で知的財産戦略の是非を判断することは できない。残念ながら「知財経営」の指標とし

て利用できる数値情報はまだないのである。しかしながら指針においては,ライセンス収入や特許の保有件数が「知財経営」の数値的な裏付け根拠として大きな期待を掛けられている。これらの数値は根拠とならないばかりでなく,市場にどんな悪影響を与えるか予想もつかない。そして,このような事情を考慮して数値情報を開示しない善意の企業が逆にマイナスの評価を受けるような理不尽な結果が起こる可能性がある。

4. 2 企業・投資家双方に意義のある開示

日本知的財産協会は知的財産情報のIR 開示 について、以下のように考える。

(1) 企業にとっても有意義であること

今日,知的財産が企業経営において重要な地位を占めていることは間違いない。経営において知的財産を重視し活用していることを積極的に市場に開示することは企業にとっても意義がある。

重要なのは、企業の内在的価値を自ら顕在化させ、正当な企業評価を得ることに繋がるような IR 開示、そして開示の積み重ねが結果として企業に良い緊張感を与え、企業の技術力の向上を動機付けるような開示を実現することである。

(2) 大切なのはストーリー性

IR 開示にあたっては、知的財産がどのように 経営に貢献しているかについて、企業が自身の 言葉でストーリー性をもって伝えることが極め て重要である。

企業は、業種・業態による違いのみならず競合状態や事業フェーズによって、その知的財産 戦略は多種多様である。このような個別性の高い状況について開示を的確に行うためには、経 営者が市場に伝えたいコーポレート・ストーリ ーに沿った形で発信することが必須である。そしてこのコーポレート・ストーリー性を確立すること自体が IR 開示の基本である⁶。

(3) 企業の独自性を尊重する

知的財産情報の開示は当然に各企業の個別性 の高い内容となる。したがって、画一的・定型 的な開示でなく、他の IR 情報同様に、経営者の 責任と裁量に委ねられた独自のものとすべきで ある。

情報開示を「送り手」の側から見た場合、画一的・定型的な情報提供を求められることは、IR 開示を積極的に捉えることよりも開示による様々なリスクの検討に多くのエネルギーを要することになりかねない。「受け手」の側から考えても本来の独自性ある開示は不可能になり、企業の「言い訳」を確認する場となってしまう。

自主性を重んじる IR 開示においては、開示された情報の信憑性に疑義が生じるので監査すべきという意見もあるかもしれない。しかし、そもそも企業戦略に該当するような情報を第三者が監査できるものではない。誤った情報を開示すれば、それは必ず発覚するものである。その結果企業は市場から大きなペナルティを受けることになるのであるから、信頼性は市場の牽制力に委ねればよい。

4.3 開示における注意事項

企業独自のストーリーのもとで行われる場合 においても、IR 開示にはいくつか注意が必要な 点があるので以下に列記する。

(1) 継続性·一貫性

IR 開示において継続性・一貫性は、最も重要なファクターとなる。開示が任意であるがゆえに、「情報が恣意的に操作されている」と判断されてしまうと、その後のいかなる情報開示についても一切の説得力を失うことになる。従って、

一旦「開示する」と決めた情報については, その継続性を維持することが重要である。

また、一度開示した内容は継続して「同じ情報」として開示することも重要である。開示の内容を企業の任意で行うということは、情報の意味付けについても企業が責任を負うことになる。この意味付けにおける曖昧性や矛盾等はそのまま「情報操作」という評価に繋がる。

情報開示の一貫性としては、外国で上場している企業の場合には国際間の情報の一貫性を保つことでも同様である。法制の違いなどにより開示する情報に相違、あるいは相違ととられるような点がないような開示を考える必要がある。

(2) 数値情報の取扱い

IR 開示において最も懸念されるのは,第3章でも述べたように,読み手をミスリードする可能性である。知的財産に係る情報については,これまでさほど多くの情報が開示されてこなかったこともあり,特に数値情報の開示にあたっては慎重に対応する必要がある。特に,みなし収入や知的財産の経済的価値など本来財務諸表などにはない金額は,原則として開示すべきではない(米国 SEC のレギュレーション G を参照)。

現在のところ企業側としては、特許価値の計数化あるいは特許の強さを数字として数値情報を開示することは、常にミスリードの危険性があり、その際の企業リスクを考えると基本的に開示は不可能である、というのが支配的な見解であろう⁷⁰。当面は、数値情報を含む全ての情報は開示におけるストーリー性を裏付け、根拠を示すために必要なものに限って開示することを考えるべきである。

(3) 機密情報に配慮

営業機密にかかわる情報や他社からの守秘義 務を負った情報が開示できないことに異論があ るはずはない。問題は、単純な定型化した開示が半ば必然的にそれらの情報を開示する結果に繋がる可能性があることである。特に、数字、リスクそして組織にかかる情報はそれらの開示と機密情報とのかかわりを慎重に検討したうえで開示される必要がある。

5. 具体的な開示の方法

5.1 開示の媒体

第2章でも述べたように、多くの企業は投資家が要望するニーズの高い研究開発状況や、コア技術・主要製品などの競争力に関する情報を、すでにアニュアルレポートや技術年報などにおいて開示している。そのため、経済産業省の報告書例のような独立した形の報告書を作成したとしても、すでに発行しているこれらの媒体と多くの部分が重複することになってしまうため、新たにこのような開示媒体を作成する意味はあまり大きくない。

さらに、殆どの企業は「まず事業ありき」であって、事業の報告に関連して知的財産の情報が付随することが、開示する側からも開示される側からも自然である。したがって、もちろん開示媒体は各企業の独自の判断によるものであるが、これまでに発行されているアニュアルレポート等の媒体の記述の一部に知的財産情報を追加する形式をとる方がより現実的であるものと思われる。

5.2 開示の内容

各企業の知的財産の活用方法により、知的財産情報を開示した際にその効果が期待される項目についても異なるため、開示する項目についても各企業によりさまざまな項目となるのが自然であろう。以下に、知的財産戦略の異なる三つの企業の開示項目例を示す。

第3章でも述べたように、報告書例にあるよ

うな数量情報は必ずしも全ての企業の知的財産パワーと直接的に関連するものでない。であるから、そのような数値で誤解を与えること、または投資家をミスリードすることが危惧される場合は、敢えて定性的な情報を用いるべきである。以下に例としてとりあげた開示項目のほとんどが定性的な情報であるのはこの理由のためである。

一方, 出願数 (順位), 保有特許数 (順位), 国内外登録件数, ライセンス収入などの知的財 産に関する数量情報がその企業の技術や事業の 競争力を示す、あるいは将来的な収益を生み出 す適当な指標であると考える場合には,数量情 報を開示すればよいものと考える。ただし、経 済産業省の報告書例には主要セグメント毎の保 有特許件数を示すとあるが, 出願から登録まで 数年を要することを考慮すると、商品ライフサ イクルの早い事業を主体とする企業にとっては、 保有件数は必ずしも知財経営を表さないことに 留意されたい。前章でも述べているがさらに注 意すべきは,一度開示した情報は継続性が必要 になる点である。このため、出すべき情報は将 来にわたってトレースできるか、あるいは変化 点があったときに説明フォローできるか、を吟 味する必要がある。

(1) 知的財産を事業自由度の確保に活かしている企業の場合

多くの企業は知的財産自体で収益を上げることよりも、事業による収益を最大化するため、また事業を円滑に展開するために知的財産戦略を実行している。具体的には、特許等の取得により自社事業の競争力を強化したり、他人の特許権が障害となり自社の開発、製造、販売活動の自由度が阻害されたりすることのないよう、侵害の未然防止やアライアンス、標準化活動などを行ったりしている。このような企業がIR開示する際には、

- ①コア技術,事業分野における特許取得促進 の取組み
- ②知的財産のグローバル展開
- ③技術標準への提案(自社特許が含まれる技 術標準(パテントプール)など)
- ④他者知的財産の侵害の未然防止(リスク軽減)への取組み

などについて端的に紹介することが効果的と考 えられる。

(2) 技術競争力の源泉としてノウハウを重視している企業の場合

長年蓄積された基盤技術に基づいた事業においては、開発技術を特許などの知的財産のみに頼ることなく、蓄積されたノウハウを十分に活用することによって、他社に対して長期に渡り優位性を確保することがある。また、特殊技法や配合調整などで競争力ある商品を提供している企業は、特許出願などで技術が公開されることを避け、ノウハウとして企業内に蓄積することを選択している。このような企業がIR開示する際には、

- ①知的資産戦略(競争力強化のためのノウハウなども含めた広い意味での知的財産関連活動の目的,達成手段など)
- ②社内における知的財産評価(出願,ノウハウ秘匿,などに係る判断基準の存在)
- ④技術情報の流出防止対策(セキュリティシ ステムの構築,管理規定の概要など) などについて端的に紹介することが効果的と考 えられる。

(3) 特許を主に独占排他目的で使用する企業 の場合

製薬企業,ベンチャー企業などにとっては1 件の知的財産の価値が非常に高く,事業を保護

する知的財産の有無が企業収益に多大な影響を与えることが多い。このような業界では、知的財産は主に他社製品・サービスとの差別化のため、すなわち事業分野の独占のための排他目的で活用されている。このような企業が IR 開示する際には、

- ①保有知的財産の概略(主要な製品を保護する基本特許など知的財産の概要など)
- ②他者知的財産への対応(事業活動の差し止めリスクの管理,アライアンス活動状況など)
- ③公知となっている課題への対応方針(基本 特許満了後の対策など)
- ④知的財産活動の実績(発明促進,報奨制度, 社外表彰の実績など)

などについて端的に紹介することが効果的と考 えられる。

以上に三つの例を示したが、先にも述べたように、開示項目、開示方法などは、各企業が独自の責任・判断で選択するものであり、「このように開示すればよい」という開示例の見本や推奨例ではないことに注意されたい。さらに米国を中心とした国外で上場しているあるいは、上場を予定している企業においては、諸外国の法律・指針等を吟味の上、国による不公平をなくした開示をすることが望ましい。

6. あとがき

もしも、人間には知性が重要だといって、各人の知性の度合いを「書籍の保有数」や「書籍購入金額」で一律に比較したらどうだろう。熟読タイプもいれば濫読タイプもいる。全て購入して読む人もいれば図書館を利用する人もいるだろう。そもそも知性を書籍数で画一的に計測しようとすること自体ほとんど意味のないことであり、むしろ危険なことではないか。明らかになった経済産業省の指針と報告書例を見ていると、同じ過ちが生じるように危惧されてなら

ない。

知的財産情報をIR開示することは企業として重要なことである。知的財産がいかに企業価値を高めているか正確に市場に理解してもらうために、これから積極的に進めていかなければならない事項である。しかし、知的財産をどのように経営に役立たせるか、その手法は各社各様であって非常に個別性の高い戦略的事項である。決して画一的な開示が適する分野ではない。

IR としての開示は、経営者が責任をもって市場に主張するものである。例えば報告書例にある「保有件数」を開示した会社があった場合、市場は、その会社の企業価値は「保有件数」が現していることを会社自らが表明したと理解するだろう。したがって、以後は「保有件数」で他社と比較され、件数が減少した際には企業価値が下がったとして、経営者が説明を求められるようになることを覚悟しなければならない。

知的財産情報の開示を行おうとする企業は, 決して「指針の項目に沿って開示すればよい」 とか「報告書例と同じように作成すれば安全だ」 と考えてはならない。盲目的な追従は逆に危険 でさえある。IR 開示は任意であるがゆえに,経 営者の責任と裁量で開示内容(どのような媒体 を用いるかも含めて)を決定することが重要な のである。

本稿を決して知的財産部門内の情報として留めず、IR部門と共有化して、経営陣も巻き込んだIR活動に活用されることを期待する。

なお、本稿は次の当小委員会メンバーが担当 した:小林 誠(小委員長、NTT コミュニケー ションズ)、北尾善一(小委員長補佐、オムロ ン)、岩田治三(シャープ)、金森 厳(オリン パス)、河本健二(日産自動車)、後藤裕幸(大 日本印刷)、清水尚人(新日本製鐵)、鈴木裕史 (中外製薬)、伊達正純(味の素)、椿 正俊(富 士通)、橋本真理(日本たばこ産業)、浜野広明

(積水化学工業)。

参考文献

- 1) M. Blair and T. Kochan, 「The New Relationship: Human Capital in the American Corporation」, Brookings Institute Press, 2000年
- 2) 知的財産研究所「特許・技術情報のディスクロージャーについて考える研究会報告」(平成14年度 経済産業省委託テーマ調査報告) 2003年
- 3) 岡田依里「企業の無形価値を高める IR」日本経済 新聞,2003年6月28日

- 4) 渡辺俊輔「知的財産-戦略·評価·会計」東洋経 済新報社,2002年
- 5) 丸島儀一「企業における特許戦略の本質と国家と しての知的財産政策のあり方」特許四季報創刊 号、㈱アイ・ピー・ビー、2003年
- 6) 宮川寿夫「IR 直言」日経金融新聞, 2002年 1 月31 日
- 7) 秋元浩「製薬産業における知的財産戦略の方向 性」特許四季報創刊号,(株)アイ・ピー・ビー,2003 年

(原稿受領日 2003年12月24日)

